

人生の最終段階における医療・ケアの意思決定に関する指針

1 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・入所者・ご家族等と医師をはじめとする医療・ケアチームが、患者・入所者にとって最善の医療・ケアを提供するため、患者・入所者・ご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者・入所者ご本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供します。

2 「人生の最終段階」の考え方

1) 「人生の最終段階」とは

患者・入所者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、かつ、死期が間近と判断された状態の期間のことであり、老衰を含め回復が期待できないと予測する期間をいいます。

2) 判断

人生の最終段階かどうかは、患者・入所者がどのような状態であるかを踏まえて、医師が十分に検討し、判断します。

3 医療・ケアの在り方

1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受けるご本人が多職種医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることを原則とします。

ご本人が自らの意思を伝えられない状態の場合には、ご家族と話し合い、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

ご本人の意思は変化することを踏まえ、自らの意思をその都度示し、伝えられるように医療・ケアチームは話し合いを繰り返し行います。ご本人が自らの意思を伝えられない状態の場合には、ご家族等の信頼できる者も含めて、話し合いを繰り返し行います。

2) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの行為の開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケアの行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。

3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、ご本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、いたしません。

4 医療・ケアの方針の決定手続き

1) 本人の意思が確認できる場合

(1)方針の決定は、ご本人の状態に応じた医療・ケアチームによる専門的な医学的検討(医学的妥当性と適切性の判断)を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。その上でご本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえたご本人による意思決定を基本とし、多専門職から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

(2)時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じて、ご本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を行い、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。このとき、ご本人が自らの意思を伝えられないこともあることから、ご家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとします。

(3)このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめます。

2) ご本人の意志が確認できない場合

(1)ご家族等がご本人の意思を推定できる場合は、医療・ケアチームはその推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

(2)ご家族等がご本人の意思を推定できない場合は、何が最善であるかについて、医療・ケアチームはご家族等と十分に話し合い、ご本人にとっての最善の方針をとります。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返します。

(3)ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアの妥当性・適切性を判断し、患者・入所者にとって最善の医療・ケアを選択します。その決定事項は、ご家族等に説明し、ご理解と同意を得ます。

(4)ご家族等と医療・ケアチームの方向性が異なるなど、合意形成が難しい場合は、第三者を交えて話し合い、ご本人にとっての最善の医療・ケアを選択します。

(5)その際、患者・入所者のこれまでの人生観や価値観、信念、大事にしてきたことなど、どのような医療・ケアを望んでいるか等の情報から、患者・入所者の意思を推測するように努めます。

(6)このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめます。

3) 意思決定が困難な状況への対応

上記1)及び2)の場合における方針の決定に際し、

(1)患者・入所者の心身の状態等により、医療・ケアの内容の決定が困難な場合

(2)ご本人、ご家族等と医療・ケアチームの話し合いで、妥当で適切な医療・ケアの合意が得られない場合

(3)ご家族等の中で意見がまとまらない場合

(4)医療・ケアチーム内の話し合いで妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、守秘義務に十分配慮のうえ、院外の第三者に相談し、方針等についての助言を得ます。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する